

水道管（給水管）に鉛管を使用しているお客様へのお願い

【給水管に使用される鉛による人体に対する影響】

鉛管を使用している給水管では、水道水中にごく微量ですが鉛を溶出していることがあります。この場合であっても、通常は、現在の水質基準以下の場合が多く、健康上問題はありません。

現在の水質基準（1 リットルあたり 0.01 ミリグラム以下）は、毎日飲んでも健康に影響がない基準値として定められています。（1 リットルあたり 0.01 ミリグラムとは、一粒の食塩を 10 リットルの水に溶かしたぐらいの濃度）

鉛の健康への影響については、鉛の摂取量と血中濃度との関係があります。鉛は食物など他の物からの摂取もありますが、日本人の血中濃度は先進国の中で最も低いレベルといわれています。

鉛の血中濃度が高くなると神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすといわれており、特に乳幼児から 6 才までの子供、胎児及び妊婦は健康への影響を受けやすいので注意が必要とされます。

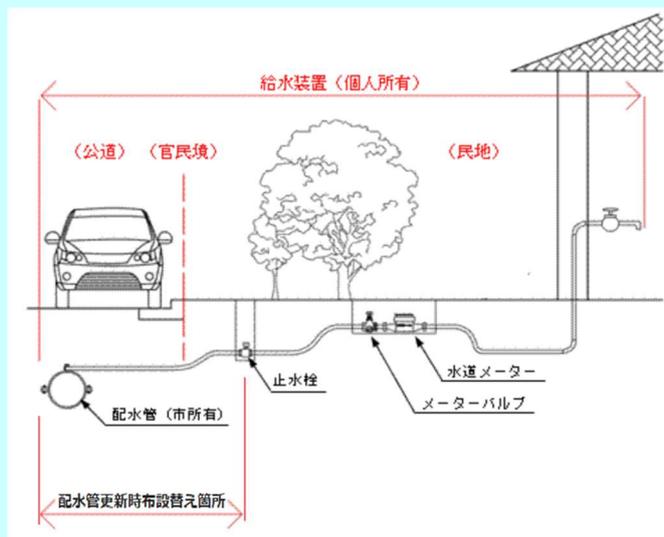
【鉛管への対策】

給水管に鉛管を使用している場合、一定時間滞留していると水質基準を超える場合があります。

水質基準を一時的に超えても健康に直接影響はありませんが、念のため **朝夕最初に水を使う時や、旅行などで長期間水道を使わなかったときには、バケツ一杯程度の水は散水等飲用以外に使用するようにしてください。**

【上下水道部からのお願い】

給水管そのものは、お客様の所有物ではありますが、三浦市上下水道部では、水道本管の布設替工事にあわせ本管から止水栓までの鉛管を計画的に交換する事業を進めてきました。



止水栓から蛇口までの鉛管に関してはお客様ご自身での交換をお願いしていますが、個人負担であることから、なかなか交換が進まないのが現状です。

お客様の給水管で鉛管を使用している部分は布設後、数十年を経過し老朽化しており、また、健康被害にあわないようにするためにも、一日も早く布設替えをお願いします。

追記

給水管の工事は、お客様に代わり水道工事店が三浦市上下水道部へ届け出を行います。ご自宅の給水管のどの部分に鉛管が使われているか、知りたい場合は、三浦市上下水道部までお越しください。

なお、工事の届け出がされていない場合、鉛管が無くなっていても、給水工事台帳上そのまま残っていることもあります。

問い合わせ先

三浦市上下水道部給水課（城山町 1 番 1 号 旧三崎中学校 2 階）

電話番号 046-882-1111（内線 386、388、389）

E-mail : suidou0201@city.miura.kanagawa.jp